工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第279号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成24年４月４日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成24年３月２日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
060213ＪＰ	株式会社土木管理総合試験所 長野県長野市篠ノ井御幣川877番地１	株式会社土木管理総合試験所 長野県長野市篠ノ井御幣川877番地１	マクロ組織試験
120325ＪＰ	株式会社日立空調ＳＥ 静岡県静岡市清水区新緑町８番１号	株式会社日立空調ＳＥ受託試験所 静岡県静岡市清水区新緑町８番１号	耐久性・耐食性試験
120326ＪＰ	ムラテックＫＤＳ株式会社 京都府京都市南区東九条松田町39番地	ムラテックＫＤＳ株式会社　品質保証部 滋賀県草津市岡本町大谷1000―18	繊維製巻尺性能試験 鋼製巻尺性能試験

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第15号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年４月４日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
常磐自動車道	福島県南相馬市原町区信田沢字上信田69番から 福島県相馬市粟津字愛ノ沢78番１まで

２．指定する期日　平成24年４月８日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第16号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年４月４日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
第二東海自動車道　横浜名古屋線	静岡県御殿場市中清水字モジリ堰672番５から 静岡県浜松市北区三ヶ日町福長字中原509番まで

２．指定する期日　平成24年４月14日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。